

消費者被害連絡票

緊急性の 有 無	有 ・ 無
-------------	-------

送付先：大田原市市民生活部生活環境課 FAX：0287-23-8923
(大田原市消費生活センター)

通報者	氏名			作成日	令和	年	月	日
	所属			連絡先				
通報対象者								
住所	〒 -							
ふりがな						性別	男性 ・ 女性	
氏名(年齢)	(歳)							
固定電話			携帯電話 (緊急連絡先)					
世帯区分	高齢者	ひとり暮らし・高齢者世帯・その他()						
	障害者	ひとり暮らし・障害者を有する世帯・その他()						
収入	無し ・ 有り		1. 給与生活	2. 年金生活	3. 自営・自由業			
			4. 生活保護		5. その他()			
通報内容	通報対象事実	契約前 ・ 契約後 ・ 不明 ・ その他()						
	・ 通報、相談に関する事象 <input type="checkbox"/> 訪問販売 <input type="checkbox"/> 電話勧誘販売 <input type="checkbox"/> 通信販売 <input type="checkbox"/> 訪問購入 <input type="checkbox"/> マルチ取引 <input type="checkbox"/> ネガティブ・オプション <input type="checkbox"/> 架空請求(※身に覚えのない料金請求) <input type="checkbox"/> 多重債務 <input type="checkbox"/> その他 ()							
	≪通報概要≫ 							
特記事項								
第2通報先		(担当:)						
対応・結果		連絡先:						
第3通報先		(担当:)						
対応・結果		連絡先:						
証拠書類等の有無		<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		書類等の内容				

相談事例

訪問販売

- ・突然来訪した業者に今にも自宅の屋根瓦が落ちそうだとわれ、高額な屋根工事の契約をした。しかし、知り合いに確認してもらったところ、作業がずさんだと分かった。
- ・近所で工事中という業者が来訪し、電気温水器の無料点検後に勧められた浄水器の契約をしたが、高額だし、今は不要なので、クーリング・オフしたい。

電話勧誘販売

- ・過去に利用したことがあるという海産物店から、カニが安くなると勧誘の電話があり承諾した。不審なので解約したい。
- ・大手通信会社名乗る者から電話があり、電話料金が今よりも安くなる、工事費用もかからないと言われた。今よりも安くなるならと思い承諾したが、契約書を見たら大手通信会社ではない別の事業者との契約だった。料金も高額になっているため解約したい。

通信販売

- ・インターネット広告を見てお試しのつもりでファンデーションを注文したところ、2回目と3回目の商品も届いた。解約手続きがうまくできない。どうしたらよいか。
- ・テレビショッピングでシワが取れるクリームが初回購入が低価格であったため電話で申し込んだ。電話で解約したいと伝えたら、定期購入のためできないといわれた。定期購入とは知らなかった。

訪問購入

- ・「不用品を引き取る」と電話があり、洋服を出そうと来訪を承諾した。来訪した担当者に「貴金属はあるか」「宝石はあるか」としつこく聞かれ、貴金属を強引に買い取られてしまった。

マルチ取引

- ・マッチングアプリで知り合った女性にセミナーへ連れていかれた。このセミナーを人に紹介するとお金がもらえるという。断り切れずにセミナーの契約をしてしまった。

ネガティブ・オプション

- ・実家に行ったところ、母親宛てに注文していない健康食品が届いており、定期購入と書いてある紙と払込用紙が同封されていた。どうしたらよいか。
- ・亡くなった義父宛に海産物が何度も送られていた。送らないでほしいと申し出たが、2日前にも届き義母が受け取った。どう対処すべきか。



大田原市消費生活センター

☎0287-23-6236

相談受付時間：月曜日から金曜日

9:00～12:00、13:00～16:00

祝日・年末年始を除く